

# 山口県庁舎システム天井用照明器具選定 公募型プロポーザル実施に係る手続開始の公告について

次に掲げる案件のプロポーザル（技術提案書）の提出に関して次のとおり公告する。

令和6年10月25日

山口県知事 村岡 嗣政

## 1 目的

本県では、令和9年末の蛍光灯の製造及び輸出入の禁止決定を受け、県庁舎の執務環境の維持及び環境問題への積極的な対応のため、令和7年度から2か年で県庁舎の照明器具LED化を実施することとした。

県庁舎の照明設備を効率よく更新するために、以下の課題解決が必要である。

### 課題1 特殊なシステム天井に対応した照明器具の選定

- ・ 防災拠点として被災後の業務継続性を担保できる耐震性に優れた構造
- ・ 石綿含有建材を傷めない施工方法
- ・ 限られた施工時間内で効率よく更新するための施工性に優れた方法

### 課題2 最適な調光制御システムの選定

- ・ 既存調光制御システムを最大限再利用した、施工性のよいシステム
- ・ 将来のレイアウト変更等に対応できる柔軟なシステム
- ・ 長期にわたり安定して運用できるシステム

### 課題3 照明器具の安定供給

- ・ 施工予定に合わせた生産台数の確保
- ・ 施工予定に合わせた柔軟な配送体制の確保

機器の構造については、地震による脱落や浮き上がりを防止する機構を有すると共に、改修工事時には照明器具を外して天井点検口の代用とすることから、適切な手順で器具の着脱が出来る構造が求められる。また、執務並行改修工事を行うことから器具の取付け及び配線接続時の手間を少なくする工夫、既存天井材にレベル3の石綿含有建材があることから、出来るだけ天井開口を行わない工法の検討を求める。

調光制御においては外光等の周囲環境の変化に応じ、適切な照度を保つ調光制御機能を有すると共に、既存センサ穴や既存配線等を再利用した、安価かつ施工手間の少ない調光制御システムを検討する。

以上のことから、本事業においては、器具の構造及び調光制御システム等を含めた総合的な照明設備の機能を評価して器具製造者を選定することとし、その手続きについて必要な事項を定める。

## 2 事業概要

- (1) 事業名称 : 山口県庁舎システム天井用照明器具選定プロポーザル  
(2) 対象機器 : システム天井用照明器具及び照度制御システム  
(3) 想定台数 : システム天井用照明器具 5, 100台  
非常用照明器具 1, 000台  
調光制御用センサ 780台

## 3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる(1)から(2)までの全ての要件に該当する者とする。

- (1) この手続開始の公告日から特定通知の日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者ではないこと。  
(2) 次のいずれかに記載されている製造者であること。  
・(一社)公共建築協会 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)令和6年版  
・山口県土木建築部建築指導課 電気設備機材等品質性能評価 電気設備機材等指定表

## 4 手続及び日程

このプロポーザルの手続及び日程は以下のとおりとする。

### (1) 関係資料の交付

#### ①資料名

- ア 手続開始の公告の写し  
イ プロポーザル説明書  
ウ プロポーザル審査評価基準  
エ 庁舎平面図  
オ 既設器具・天井仕様図  
カ 調光制御システム図  
キ 機器費算定条件  
ク 質問書(様式1)  
ケ 誓約書(様式2)  
コ 技術提案書作成要領  
サ 技術提案書(様式3)

②交付期間 令和6年10月25日(金)から令和6年11月27日(水)まで

③交付方法 山口県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。

(URL : <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/277049.html/>)

(2) 誓約書及び技術提案書の提出

- ①提出期限 令和6年11月27日(水)午後5時(必着)
- ②提出場所 7(1)の担当部局
- ③提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。)

(3) プロポーザルの特定

技術提案書を提出した者について、審査において審査委員会が審査評価基準に基づいて技術提案書を審査し、最高得点者を本業務に適した候補者として特定するが、最高得点者が2名以上いる場合は、技術提案書における見積価格が最も低い者を候補者とする。

(4) 候補者特定の通知

(3)において特定された候補者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

(5) 仕様決定及び見積徴収

①仕様決定

審査委員会が特定した候補者と図面記載のための機器仕様決定の協議を行う。ただし、機器仕様が決まらない場合及び設計書記載単価の見積総額が技術提案書における見積価格を超過した場合は、特定を見送り次点のものと協議を行う。

②見積徴収

設計書記載単価の見積徴収を行う。

見積書の総額は、技術提案書に提示された見積価格(税抜き)以内とする。

ただし、仕様決定に際し、内容を変更する場合は、この限りではない。

## 5 審査評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. サウンディング調査への参加	山口県庁舎LED化工事に関するサウンディング型市場調査への参加	5点
2. 器具の性能	・ JIS C 8105-3 の適合 ・ 照明器具の省エネ性能	10点
3. 見積価格	見積書の価格	15点
4. 供給能力	機器の生産能力、機器の納入体制	10点
5. システム天井用照明器具	・ 器具の耐震性及び施工性 ・ LED モジュールの長寿命化 ・ 非常用照明の取り扱い	30点
6. 調光制御システム	・ 施工性 ・ システムの柔軟性 ・ システムの安定性	30点

## 6 審査委員会

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

(審査委員会名簿)

職名	氏名	備考
総務部 管財課長	江崎 典司	委員長
総務部 管財課主査	藤田 基完	委員
総務部 防災危機管理課主査	弘重 隆	委員
土木建築部 建築指導課主幹	田村 昭広	委員
土木建築部 建築指導課主査	大田 尚美	委員

## 7 その他

(1) 担当部局

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県総務部管財課 設備管理班 (担当：山本<sup>やまもと</sup>、山崎<sup>やまさき</sup>、石村<sup>いしむら</sup>)

電話：083-933-2237 FAX：083-933-2309

E-mail a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

(3) 詳細及び提出様式はプロポーザル説明書による。